

国立大学法人岩手大学学長選考に係る意向聴取実施要領

平成27年3月24日学長選考会議 制定
令和6年10月9日学長選考・監察会議 最終改正

国立大学法人岩手大学学長選考細則（以下、「学長選考細則」という。）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下、「本学」という。）の学長選考に係る意向聴取の実施に関し、以下のとおり要領を定める。

第1章 投票方式、投票資格者及び実施の公表

（投票の方式）

- 第1条 学長選考細則第8条第1項に規定する意向聴取に係る投票（以下、「意向投票」という。）は、第2章に定める電子投票（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による投票をいう。以下同じ。）又は第3章に定める紙による投票のいずれかにより行う。
- 2 紙による投票により意向投票を行う場合、学長選考・監察会議は、意向投票の期日に投票が不可能な投票資格者のために、期日前投票を行うものとする。

（投票資格者）

- 第2条 意向投票の投票資格者は、学長選考細則第3条第2項各号に掲げる者のうち、第3条第1項により意向聴取の実施を公表する日に本学に在職する者とする。
- 2 前項の資格を有する者が投票の日までにその身分を失ったときは、投票資格を失う。ただし、投票後にその身分を失ったときの投票は有効とする。

（意向聴取の実施の公表）

- 第3条 学長選考・監察会議は、意向投票を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
- 一 学長候補者の氏名
 - 二 投票の方式
 - 三 前号が電子投票であるときは、投票の開始日時及び終了日時（以下、「電子投票の期間」という。）
 - 四 第2号が紙による投票であるときは、投票の期日、期日前投票の期間、投票所及び投票時間

（投票の期日、期間、会場等）

- 第4条 前条第3号の電子投票の期間の末日及び第4号の投票の期日は、公表の日から30日以内とする。
- 2 前条第3号の電子投票の期間は、3日間程度を標準として学長選考・監察会議が定める期間とする。
- 3 前条第4号の期日前投票の期間は、意向投票実施の公表の日から意向投票の期日の前日までの間で学長選考・監察会議が定める3日間とする。
- 4 学長選考・監察会議は、前条第4号の投票所を定めるに当たり、遠隔地に勤務する投票資格者のために投票所を定めることができる。

第2章 電子投票の方法等

(電子投票等の方法)

第5条 電子投票は、この章の規定に基づき行う。

(電子投票に使用するシステムの要件)

第6条 電子投票に使用するシステム（以下、単に「システム」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしたものでなければならない。

- 一 投票資格者のみが投票を行うことができ、また、投票にあたりID及びパスワード入力等により投票資格者本人であることを確認する機能を有していること
- 二 システムの管理者であっても、投票者の情報と投票結果の関連を知ることができないこと
- 三 それぞれの投票資格者の投票を一票に制限できること
- 四 電子投票の期間を設定できること
- 五 システムの管理者及びシステムの管理者が指定する者が、投票期間終了後にシステム上で各候補者の得票数を確認することができること。

(投票)

第7条 投票は、投票資格者により、電子投票の期間内に、システムから行う。

- 2 投票は、システム上で投票する学長候補者の氏名を選択する方法により行う。
- 3 システムの使用方法は、学長選考・監察会議から投票資格者へ連絡する。

(開票)

第8条 学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議委員のうちから2名の開票立会人を選出する。

- 2 開票立会人は、電子投票の期間終了後に、システム上で各学長候補者の得票数を確認する。
- 3 学長選考・監察会議は、開票の結果を保存する。

第3章 紙による投票の方法等

(紙による投票の方法等)

第9条 紙による投票は、この章の規定に基づき行う。

(投票)

第10条 投票は、投票資格者により、指定の期日に指定の投票所において行う。

- 2 投票は、単記無記名の方法により行う。
- 3 投票資格者は、受付に職員証等を提示し、投票用紙を受け取り投票する。
- 4 期日前投票は、指定の投票所において、前2項の規定に準じて行う。

(投票の立会)

第11条 学長選考・監察会議は、投票資格を有する事務職員のうちから4名の投票立会人を選出

し、前条の投票に立ち合わせる。

- 2 前項の投票立会人のほか、学長選考・監察会議は、第4条第4項の規定により遠隔地に投票所を定めた場合は、投票資格を有する職員のうちから2名の投票立会人を選出し、前条の投票に立ち合わせる。

(開票)

- 第12条 学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議委員のうちから4名の開票立会人を選出し、開票に立ち合わせる。
- 2 学長選考・監察会議は、開票の結果を保存する。

(投票の効力)

- 第13条 氏名の明らかでない投票は、無効とする。ただし、氏名に誤字等があっても、投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。
- 2 投票の効力は、開票立会人が、これを判定する。

第4章 結果の公表及び意向聴取に係る事務

(意向投票結果の公表)

- 第14条 意向投票の結果は、学長選考細則第10条第2項の規定により、公表する。

(意向聴取に係る事務)

- 第15条 意向聴取の事務は、学長選考・監察会議の管理の下に、総務広報課が処理する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月9日から施行する。